

## 佐世保市建設工事検査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐世保市財務規則（昭和44年規則第9号。以下「規則」という。）に基づき、佐世保市の発注する工事に係る検査の実施について必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 規則第186条第1項及び第2項の規定により、工事の検査は、次の区分により行うものとする。

- (1) 契約金額が300万円以上の場合は、検査員（規則第186条第1項に規定する検査員をいう。以下同じ。）が行う。
- (2) 契約金額が300万円未満の場合は、当該工事を主管する部課の課長補佐職以上の職員（以下「主管課検査員」という。）が行う。

(検査の種類等)

第3条 検査の種類等は、次のとおりとする。

- (1) 完成検査は、次の時点で行うものとする。
  - イ 工事が完了したとき。
  - ロ 部分引渡しにおける指定部分に係る工事が完了したとき。
- (2) 出来形検査は、次の場合に工事の既済部分について行うものとする。
  - イ 部分払いをしようとするとき。
  - ロ 損害金を徴収して契約期間を延長しようとするとき。
  - ハ 工事等の施工を中止しようとするとき。
  - ニ 契約を解除しようとするとき。
- (3) 中間検査は、次の場合に行うものとする。
  - イ 工事等完了後において、出来形の確認が困難な場合又は適正な技術的施工を確保する必要があるとき。
  - ロ 部分使用をしようとするとき。

(検査の依頼)

第4条 監督員（規則第182条第2項の規定により定めた者をいう。以下同じ。）は、前条の検査を受けようするときは、次の各号の規定によるものとする。

- (1) 完成検査については、工事成績評定書及び関係図書（設計図書、工事写真等）を添えて技術監理課長へ依頼するものとする。また、依頼にあたっては受注者からの完成届受理後遅滞無く行うものとする。
- (2) 出来形検査については、請負工事の出来形検査依頼書（様式1）により技術監理課長へ依頼するものとする。また、依頼にあたっては受注者からの出来高検査願受理後遅滞無く行うものとする。
- (3) 中間検査については、請負工事の中間検査（中間過程・部分使用）依頼書（様式2）により技術監理課長へ依頼するものとする。ただし、部分使用に係る中間検査については、技術監理課長が認められたものに限り監督員の確認に代えることができるものとする。
- (4) 技術監理課長は、依頼のあった完成検査、出来形検査及び中間検査について、担当する検査員を定めなければならない。

（検査の準備）

第5条 監督員及び受注者又は現場代理人は、検査に当り、次に掲げる準備をしなければならない。

(1) 監督員が行う準備

- イ 契約書関係書類
- ロ その他参考となる資料
- ハ 検査に必要な測器具

(2) 受注者又は現場代理人が行う準備

- イ 工事の施工に関する記録その他の必要な資料
- ロ 設計図書で定めた検査に必要な措置
- ハ 検査に必要な人員、機器及び設備

（検査の時期）

第6条 検査は、規則第146条第3項の規定に基づき、次に掲げる期間内に行うものとする。

- (1) 完成検査は、完成届を受理した日から14日以内とする。
- (2) 出来形検査は、検査の依頼を受けた日から14日以内とする。
- (3) 中間検査は、検査依頼日以降遅滞なく行うものとする。

2 技術監理課長は、検査日を決定した場合は、遅滞なく監督員を経由して受注者に報告するものとする。

(検査の立会)

第7条 検査は、工事主管部課の職員及び受注者又は現場代理人の立会のもと行うものとする。ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。

(検査の基準)

第8条 検査員又は主管課検査員（以下「検査担当者」という。）は、長崎県土木工事検査基準及び長崎県建築工事検査基準等に基づき、検査を行うものとする。

(検査実施の原則)

第9条 検査は、現地において工事等の出来形を対象とし、設計図書等と対比してその位置、形状、寸法等の相違並びに品質及び性能その他必要な事項について確認するものとする。

- 2 地下又は水中等、外部から検査を行い難い部分の検査については、当該工事等の受注者の説明、工事記録、写真等に基づき施工の適否を判断することができるものとする。
- 3 検査にあたり必要があると認めるときは、工事の施工部分の一部を破壊、分解及び試験をして検査を行うことができる。
- 4 検査担当者は、検査の記録を整備しておかなければならない。

(完成検査の報告)

第10条 検査員は、工事の完成検査を行ったときは、しゅん工検査報告書（工事成績評定表を含む。以下同じ。）を作成し、契約監理室長へ速やかに提出するものとする。

- 2 前項の場合において、検査の結果不合格となったものについては、しゅん工検査報告書に理由書を添えて契約監理室長に提出するものとする。
- 3 契約監理室長は、検査担当者から不合格の報告を受けた場合で、改造等の措置の必要があると認めるときは、副市長に報告し、その許可を受けて工事主管課長をして改造等の措置をさせるものとする。この場合は、その旨を調書に記載するものとする。
- 4 検査担当者は、改造等を要する部分の内容が工事目的物の機能に障害を与えるものではなく、かつ、軽易であると認める場合は、前項の規定にかかわらず、期限を定めて口頭により改造等を指示する

事ができるものとする。

(出来形検査の報告)

第 1 1 条 検査員は、出来形検査を行ったときは、請負工事の出来形検査報告書(様式 3)を技術監理課長に、工事出来高検査報告書を契約監理室長に、それぞれ作成し提出するものとする。

2 技術監理課長は、前項の規定により報告書を受理したときは、それを審査し、出来形検査報告書(様式 4)により工事主管課長に検査結果を回答するものとする。

(中間検査の報告)

第 1 2 条 検査員は、中間検査を行ったときは、請負工事の中間検査(中間過程・部分使用)報告書(様式 5)を作成して技術監理課長に提出するものとする。

2 技術監理課長は、前項の規定により報告書を受理したときは、それを審査し、中間検査(中間過程・部分使用)報告書(様式 6)により工事主管課長へ検査結果を回答するものとする。

3 技術監理課長は、第 4 条第 3 号ただし書の規定により中間検査を監督員の確認に替えることを認めた場合は、請負工事の中間検査(部分使用)通知書(様式 7)により工事主管課長に通知するものとする。

4 監督員は、確認後に請負工事の中間検査(部分使用)確認書(様式 8)を技術監理課長に提出するものとする。

(検査の中止)

第 1 3 条 検査担当者は、受注者又は現場代理人が次のいずれかに該当するときは、検査を中止することができるものとする。

(1) 正当な理由がなく検査の立会いを拒んだとき。

(2) 検査担当者の職務の執行を妨げたとき又はその指示に従わなかったとき。

2 前項の規定により検査を中止した場合は、直ちに技術監理課長に報告するものとする。

(改造等の確認)

第14条 検査担当者は、工事主管課長より第10条第3項に基づく改造等の措置を完了した旨の報告があった場合は、遅滞なく当該部分の検査を行うものとする。

2 検査担当者は、前項の検査を完了したときは、速やかに契約監理室長に報告するものとする。

3 第10条第4項の改造等の完了確認は、監督員に行わせるものとし、その結果は、検査担当者に報告させるものとする。

(臨機の措置)

第15条 検査担当者は、検査に当り、事態が重大かつ処理に急を要すると認める事項があるときは、直ちに、技術監理課長に報告し、その指示を受けなければならない。

(工事の成績評定)

第16条 検査が完了したときは、その成績について別に定める佐世保市工事成績評定実施要領により評定し、契約金額が300万円未満である場合を除きその結果を契約監理室長へ報告するものとする。

(雑則)

第17条 契約金額が300万円未満の工事については、第4条、第6条第2項、第12条、第13条第2項及び第15条中「技術監理課長」とあり、第10条第1項及び第11条中「契約監理室長」とあるのは「工事主管課長」と、第10条第1項、第11条及び第12条中「検査員」とあるのは「主管課検査員」と読み替えるものとする。

2 規則第3条第1号に掲げる部課以外の部課においては、第10条及び第11条中「契約監理室長」とあるのは「水道事業管理者及び下水道事業管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行し、同日以後に行う工事の検査から適用する。

附 則

この要領は、令和2年2月1日から施行し、同日以後に行う工事の検査から適用する。















課長 様

技術 監理 課
号

技術監理課長 印

請負工事の中間検査（部分使用）通知書  
第 回

下記の工事について通知します。

1 . 工 事 名 請 第 号 工事

2 . 請 負 金 額 円

3 . 工 期 自 年 月 日  
至 年 月 日

4 . 受 注 者  
現場代理人

5 . 検 査 範 囲

6 . 通 知 内 容 佐世保市建設工事検査要領第 4 条第 3 号のただし書に基づき、監督  
員の確認に替えるものとします。  
監督員による確認後、技術監理課長へ請負工事の中間検査（部分使  
用）確認書（様式 8）の提出をお願いします。  
ただし、工事請負契約第 3 1 条に基づく検査及び引き渡しではな  
く、工事請負契約第 3 4 条に基づき、引き渡し前に受注者の承諾を得  
て一部を使用するものです。

